

南小国町シン複合型農業実践事業業務委託
公募型プロポーザル 特記仕様書

1. 業務名称

南小国町シン複合型農業実践事業業務

2. 業務の目的

本町でも、全国各地と同様に、高齢化や担い手不足といった課題により、農業農村の維持が難しくなっている。全国的な課題であるため、本町ならではの取り組みを行うことで他市町村との差別化を図り、担い手確保、農地保全に向けた対策を早急に行うことが必要である。

このような状況を踏まえ、南小国町の主な農業方式である複合型農業を活かし、生産者の所得の向上を図るとともに、生産者はもとより、販売事業者などの関連産業の雇用にもつなげ、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

※但し、成果品の提出は令和8年3月上旬頃の本町が指示する日までとする。

4. 業務内容

南小国町シン複合型農業実践協議会（別紙「規約」参照）に関わること

(1) 事務局としての運営に関すること

協議会に加入し、会議の開催や進行、議事録の作成、資金の管理等の事務を行うこと。

(2) 各種補助金に関すること

①協議会にて申請している「山村活性化対策事業」の展開

協議会にて、既存特産品の強化及び新規特産品の開発に向けた事業の展開として、国の交付金「山村活性化対策事業」申請中（別紙「提案書」参照。4月上旬内示予定）。令和7年度は、計画に沿った事業を展開することとするが、令和8年度、9年度においては、状況にあわせ内容を変更することも可能。既存特産品の強化及び新規特産品の開発と、黒川温泉からの地域波及を目的とした事業展開を行うこと。

②令和7年度に町で申請する「最適土地利用総合対策」との連携

農林課にて、農地の最適な土地利用構想を策定し、持続的な農用地保全を行うことを目的に、令和7年度に「最適土地利用総合対策」申請予定。今年度策定した地域計画等と絡めながら行っていく事業計画に「南小国町シン複合型農業実践協議会」として参画し、新たな作物の実証的な取り組みや粗放的利用の活用方法、新規就農対策や鳥獣対策などの検討・実証を行うこと。

(3) 既存の活動との連携

農林課及び農林課の事業や、これに関わる地域活性化起業人、地域おこし協力隊、集落支援員と情報交換を行い、場合によっては協働で事業を行うこと。

5. 委託契約に関する基本的事項

- (1) 委託料は、6,600千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (2) 委託料の支払いは、原則として、業務完了後の精算払いとする。但し、認められれば、一部前払いを可とする。

6. 成果品

- (1) 南小国町シン複合型農業実践協議会の活動記録 1部
- (2) 山村活性化対策事業実績報告時に提出した資料等の写し 1部
- (3) 上記(1)～(2)の電子データ一式

7. その他の事項

- (1) 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、南小国町に帰属する。
- (2) 本業務の実施による成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うものとし、その経費は委託料に含むものとする。また、それらに関する紛争が生じた場合は、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないようにすること。また、これらのことは本業務終了後も同様とする。
- (4) 受注者の責に帰すべき理由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (5) 受注者は本業務実施にあたり、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。
- (6) 受注者は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との打合せや協議を行うこと。

8. 協議

仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、町と協議すること。